

返戻金制度

採用決定者が自己都合退職または求人者の就業規則に基づく解雇により雇用契約終了に至った場合には、当該雇用契約終了の日から1週間以内に書面によりその事実を求人者から当社へ通知した場合に限り、以下の条件で当社は求人者より受領したサービス利用料の一部を、その雇用契約終了の通知を受けた日から1ヶ月以内に求人者に返還するものとする。

入社日以後1ヶ月以内に雇用契約終了に至った場合：サービス利用料の50%

入社日以後3ヶ月以内に雇用契約終了に至った場合：サービス利用料の25%

但し、採用決定者の死亡・病気など不測の事態による場合ならびに求人者の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合はこの限りではない。